

第3期都留市男女共同参画推進計画案

ひと ひと
- 男と女が認め支え合う 思いやりがあふれるまち -

都留市

平成28年1月

男女共同参画都市宣言

わたしたちのまち都留市は、古くは城下町として栄え、先人からの教育・文化を尊重しながら、学園都市として発展してきました。女（ひと）と男（ひと）が、互いの人権を尊重できる「ひとにやさしいまち」を築くため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. わたしたちは、男（ひと）と女（ひと）がともに参画できるまちをつくりまします。
1. わたしたちは、たがいに協力し、社会のあらゆる分野で女（ひと）と男（ひと）がともに参画できるまちをつくりまします。
1. わたしたちは、男（ひと）と女（ひと）がともに個性や能力を発揮し、家事・育児・介護・仕事を分かち合う協働のまちをつくりまします。
1. わたしたちは、国際社会の一員として地球環境を守り、平和を愛する、美しいまちをつくりまします。

平成 13 年（2001 年）3 月 4 日

山梨県都留市

目次

第一章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の方向性	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 国の動向	4
6. 都留市のこれまでの取り組み	5
第二章 もう一度考えてみよう男女共同参画	6
1. 少子高齢化の進行	8
2. 男性にとっての男女共同参画	11
3. 女性の政治及び経済活動、意志決定過程への参画	13
第三章 計画の基本的な考え方	16
1. 基本理念	17
2. 目標	18
3. 計画の体系図	19
4. 主要な成果目標	20
第四章 施策の展開	22
基本目標Ⅰ「男女共同参画」が当たり前になる意識	23
施策の方向1 男女共同参画のための意識改革	23
基本目標Ⅱ 女性が輝く活力あふれた社会	26
施策の方向2 女性の活躍支援	26
基本目標Ⅲ 男女ともに自由な選択ができる社会	29
施策の方向3 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり	29
基本目標Ⅳ 男女ともに責任と権利を分かち合う社会	31
施策の方向4 男女がともに担う子育てと介護への支援	31
基本目標Ⅴ 様々な主体が連携し協力する社会	34
施策の方向5 推進体制の充実	34
資料編	36

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、地域の特性に応じた問題点を認識し、具体的に実効性のある男女共同参画行政の推進と男女間のパートナーシップを形成するため、全国に先駆けて平成12年3月に「都留市男女共同参画基本条例」を制定し、翌年には男女共同参画都市宣言を行いました。

また、平成18年3月には「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」を策定し、男女共同参画に係る諸施策に積極的に取り組んできました。

この間、取り組みの輪は広がり少しずつ地域や社会に浸透はしているものの、男女間の意識の違いや長年にわたる慣行があり、男女があらゆる分野において、ともに能力を十分に発揮できる社会の実現には、いまだ多くの課題が残されています。

また、現在わが国では、少子化や超高齢化により「急激な人口減少社会」に突入しており、その解決を図るため、国を挙げて「まち・ひと・しごと創生」に取り組んでいます。

このような中、本市においても、人口減少の克服はもとより、働き方の改革や男女の固定的な家事・育児の役割分担意識の是正など、男女がともに権利を分かち合い、責任を担う男女共同参画社会の実現は最重要課題となっています。

こうした現状、あるいは、人口減少社会を克服する「まち・ひと・しごと創生」のためにも、今後とも男女共同参画を推進することの重要性を認識し、新たな「第3期都留市男女共同参画推進計画」を策定します。

2. 計画の方向性

現在わが国では、人口急減・超高齢化というこれまで経験したことがない課題に直面しています。特にその傾向は地方において顕著であり、国では「まち・ひと・しごと創生」という旗のもと、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」により、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保することを目指しています。

さらに、平成27年3月に策定した「少子化社会対策大綱」においても、「男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の一因」と指摘し、長時間労働の是正などを通じて、男性の育児休業取得率の向上やあらゆる場面における女性の活躍推進に取り組むなど、男性や事業所の意識改革を求めています。

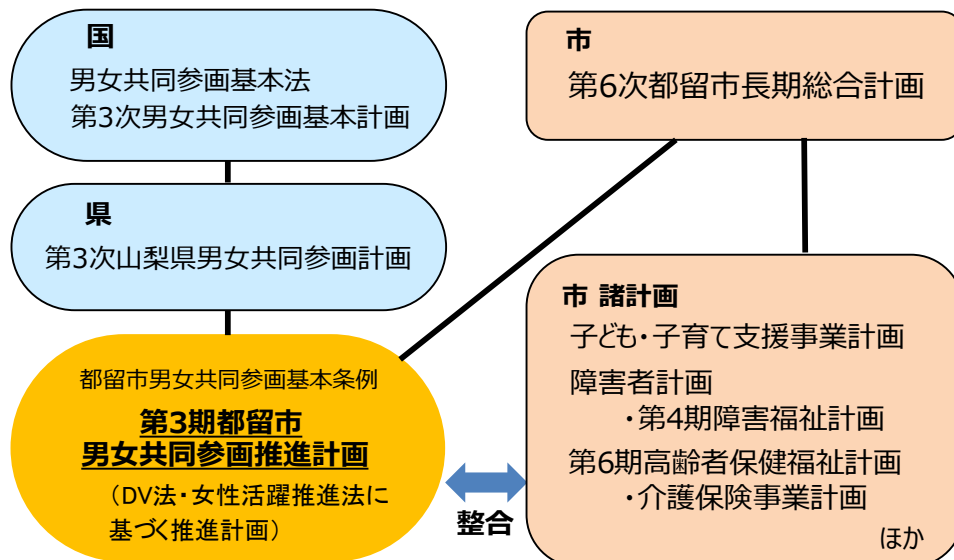
本計画は、このような子育て支援や働き方改革による「ワーク・ライフ・バランス」の実現が、人口増加に大きな役割を担うと考え、男女共同参画の重要性を改めて深く認識する中、市民意識調査によって得られた市民の意見を反映するとともに、「第6次都留市長期総合計画」に基づき、国が策定した「男女共同参画基本計画」及び山梨県の「男女共同参画計画」を踏まえて策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法及び都留市男女共同参画基本条例に基づき国の「第3次男女共同参画基本計画」と、県の「第3次山梨県男女共同参画計画」を踏まえ、「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」を発展的に継承する中で、「第6次都留市長期総合計画」を上位計画とし、他の関連計画との整合を図っています。また、都留市男女共同参画推進委員会による市民意見を尊重して策定しています。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条の2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」として位置づけています。

■第3期都留市男女共同参画推進計画の位置づけ



4. 計画の期間

本計画は、「第6次都留市長期総合計画」と歩調を合わせ、平成28年度から平成38年度までの11年間としますが、前6年を前期推進期間とし、その成果等を勘案する中で計画を見直し、後5年を後期推進期間として推進します。

また、本市を取り巻く環境の大きな変化等が生じた場合には、前後期計画推進期間に関わらず必要に応じて見直しを行います。

■第3期都留市男女共同参画推進計画の計画期間

計画年次	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
第6次都留市長期総合計画	前期計画		中期計画				後期計画				
第3期都留市男女共同参画推進計画	前期推進期間						後期推進期間				

5. 国の動向

平成11年6月、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付け、5つの基本理念と国・都道府県・市町村や国民に、それぞれの立場において、男女共同参画社会の実現に向けて努めなければならないことを定めた「男女共同参画基本法」が公布・施行され、平成12年には、基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策の基本的方向と具体的な施策の内容が示されました。また同年4月、議員立法により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、同年10月に施行されました。

平成22年には、「第2次男女共同参画基本計画」（平成17年度策定）を引き継ぐ形で「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、ポジティブ・アクションや指標の設定による実効性や、女性だけでなくすべての人が生きやすい社会を重視し、新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画」「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」「科学技術・学術分野における男女共同参画」の3つの分野が追加されました。

■ 成長戦略における女性の活躍推進

平成24年12月、少子高齢化による人口減少社会の進行という大きな課題に対応すべく、女性の力は「わが国最大の潜在力」であり、その力の発揮は持続的な経済成長のためにも不可欠なものとして、成長戦略の中核に位置づけられました。

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、女性の出産・子育て等による離職の減少や、指導的地位に占める女性の割合の増加に向けた施策を盛り込み、さらに翌年の『日本再興戦略』改訂2014では、「女性の力」は人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家族や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えるものと位置づけられ、女性のさらなる活躍推進に向けた施策を「育児・家事支援環境の拡充」「企業等における女性の登用を促進するための環境整備」及び「働き方に中立的な税・社会保障等への見直し」の大きな3つの柱で示されました。

平成26年10月には、全閣僚を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置され、「すべての女性が輝く政策パッケージ」による取り組みなど、女性が家庭・職場・地域でそれぞれの希望に応じて輝くための施策が進められています。さらに、平成26年3月から全国各地で開催されている「輝く女性応援会議」により、女性が輝く社会の実現に向けた全国的なムーブメントの創出が図られています。

新たな法的枠組みの構築として、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国及び地方公共団体が必要な施策を策定し、実施することに加え、活躍の場の提供主体となる事業主が、女性の採用や教育訓練、昇進等の職業生活に関する機会の積極的な提供、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等の取り組みを自ら実施することを促すための新たな枠組みが設けられています。

6. 都留市のこれまでの取り組み

本市では、平成5年に「都留市の女性問題に関する意識と実態調査」を実施し、本市における課題を探るとともに、「女性のつどい」において寄せられた意見及び「都留市女性問題懇話会」の提言により、平成8年3月「都留市女性プラン」を策定し、男女共同参画社会実現のための指針としました。また、同時に「都留市女性プラン推進委員会」を設置し、「男女共同参画フェスティバル」の開催、出前講座の実施など積極的な施策を展開しました。

平成12年1月に、都留市女性プラン推進委員会より、都留市の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みをより明確なものとするため、市条例の制定に関する要望書（「男女共同参画社会基本条例の制定について」）が提出され、同年3月24日「都留市男女共同参画基本条例」が議会において、全会一致で可決され、即日施行されました。また、同日「都留市女性プラン推進委員会」が「都留市男女共同参画推進委員会」に改組され、平成13年3月4日には、「男女共同参画都市」を宣言しました。その後、平成18年度から「都留市女性プラン」を引き継ぎ「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」が策定され、これまで以上に男女共同参画社会の実現のための施策に取り組んできました。

平成27年4月には、「第3期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査」を市内在住の20歳以上の1,000人を対象に実施し、「都留市男女共同参画推進計画～つるハートフルプラン～」に基づいたこれまでの取り組みに対する評価とともに、男女共同参画に関する現状と課題を把握・分析を行い、それを踏まえ平成28年3月新たに「第3期都留市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画推進のための基本的指針を示しました。



■男女共同参画推進委員会や男女共同参画推進フェスティバルの様子



第2章 もう一度考えてみよう男女共同参画

第2章 もう一度考えてみよう男女共同参画

ここでは、わが国の社会経済状況の変化を踏まえつつ、平成27年4月に実施しました「第3期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査」の結果などを紹介しながら男女共同参画との関わりについて分析します。

■第3期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査概要

名称	第3期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査 ※以下、「市民意識調査（平成27年度）」といます。
実施主体	都留市
対象者	無作為に抽出した20歳以上の市民1,000人
調査方法	郵便配送、郵送回収及び直接回収
実施時期	平成27年4月～5月
有効回収率	43.4%

■その他の参考調査概要

名称	男女共同参画に関する市民意識調査 ※以下、「前回市民意識調査（平成16年度）」といます。
実施主体	都留市
対象者	無作為に抽出した16歳以上の市民2,000人
調査方法	郵便配送、郵送回収及び訪問回収
実施時期	平成17年1月
有効回収率	65.6%

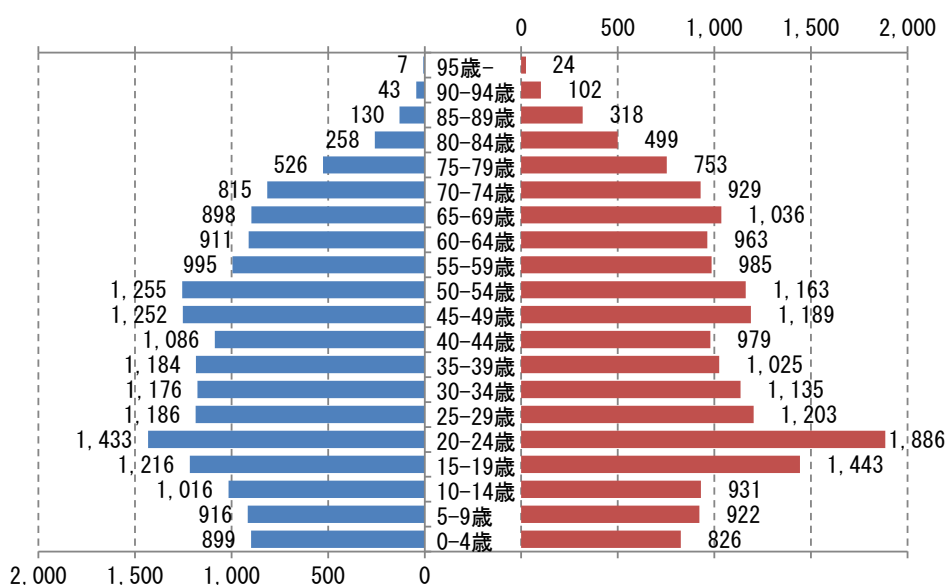
名称	男女共同参画に関する事業所アンケート ※以下、「市内事業所調査（平成21年度）」といます。
実施主体	都留市
対象事業所	市内にある従業員5人以上の事業所150社を、都留市商工会の協力及び男女共同参画推進委員会の独自調査による無作為抽出
調査方法	郵便配送、郵送回収
実施時期	平成21年12月～平成22年1月
有効回収率	58%

名称	山梨県結婚・出産・子育て等に関する県民アンケート調査
実施主体	山梨県
対象者 (既婚者)	山梨県に在住する50歳未満の夫婦(対象:妻)のうち2,968人を 無作為抽出
調査方法	郵便調査法
実施時期	平成27年5月
有効回収率	42.4%

1. 少子高齢化の進行

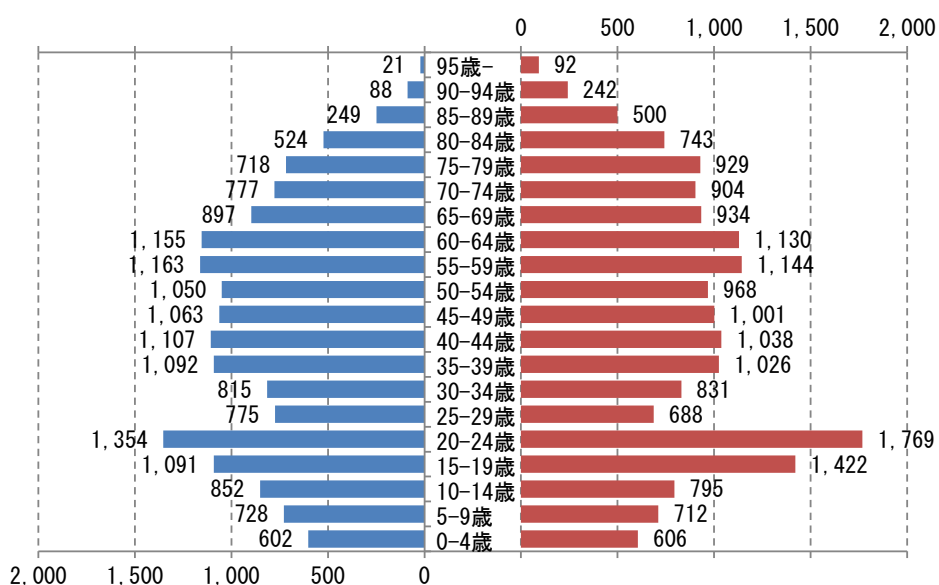
わが国の人口構造は、少子高齢化が進み、それと同時に人口減少が進んでいます。本市における65歳以上の高齢者の割合は平成12年と比べ増加傾向にあり、30歳代以下の人口が減少していることがわかります（図表1、図表2）。

■図表1：都留市の人口ピラミッド（平成12年）



出典：「国勢調査」

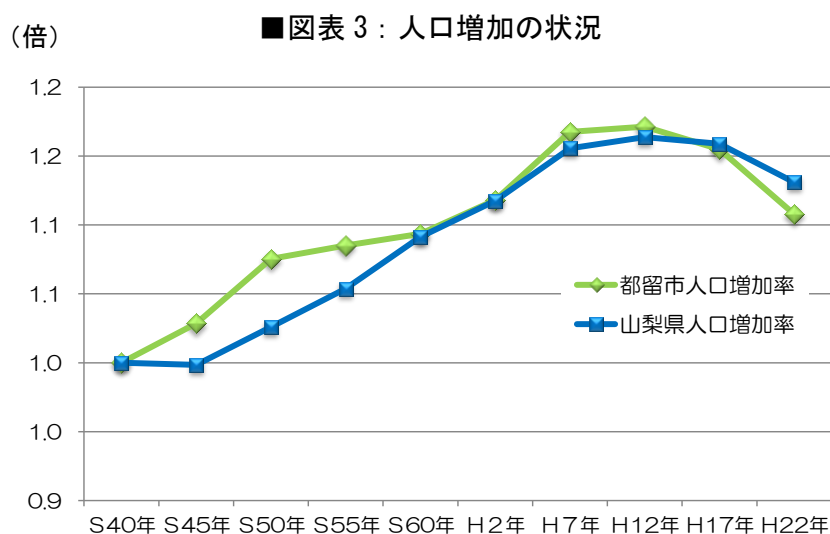
■図表2：都留市の人口ピラミッド（平成22年）



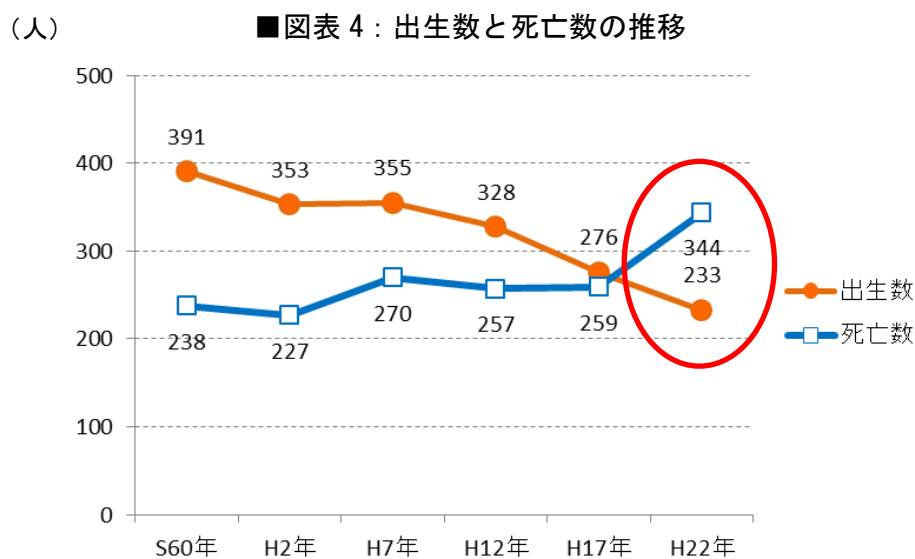
出典：「国勢調査」

第2章 もう一度考えてみよう男女共同参画

また、本市における人口増加率の推移をみると、平成12年頃にピークを迎え、その後は低下しています(図表3)。出生率についても減少傾向ですが、平成22年には死亡数が出生数を上回るマイナス値となっています(図表4)。



出典：「国勢調査」



出典：「人口動態統計」

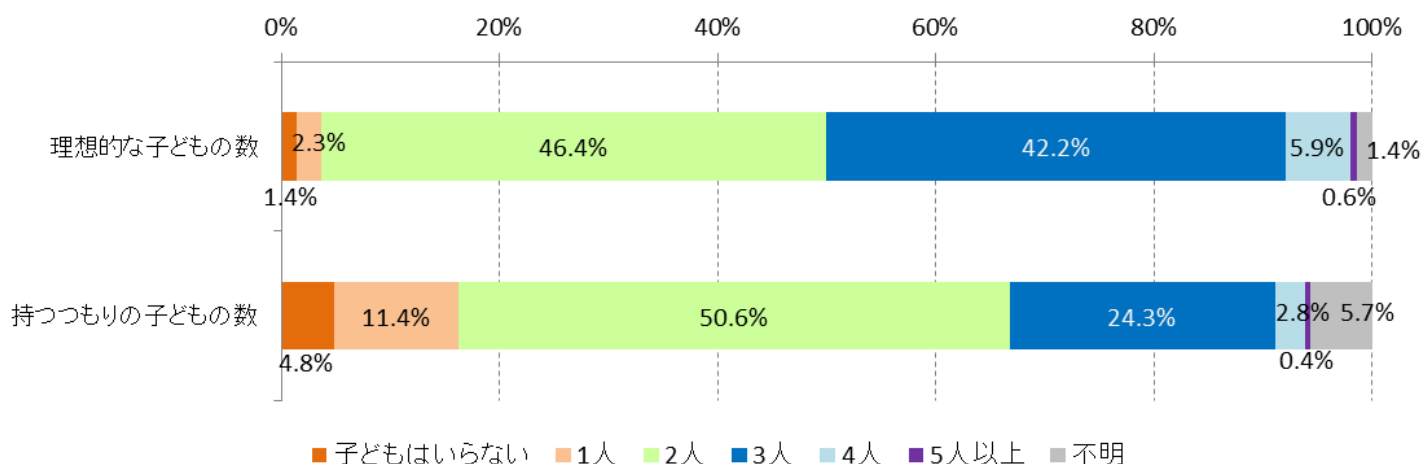
少子化の背景には晩婚化や未婚化、さらには子育て不安など様々な要因が存在しますが、出生率の向上は人口減少社会を乗り越える一助となりえます。

「山梨県結婚・出産・子育て等に関する県民アンケート調査」によると、既婚者が希望する理想的な子どもの数は「2人」が最も高く、次いで「3人」、「4人」の順となっています。

一方、持つつもりの子どもの数は、「2人」が最も高く、次いで「3人」、「1人」と続いており、理想的な子どもの数と持つつもりの子どもの数との間に乖離が生じる結果となっています(図表5)。

第2章 もう一度考えてみよう男女共同参画

■ 図表 5：理想的な子どもの数と持つつもりの子どもの数

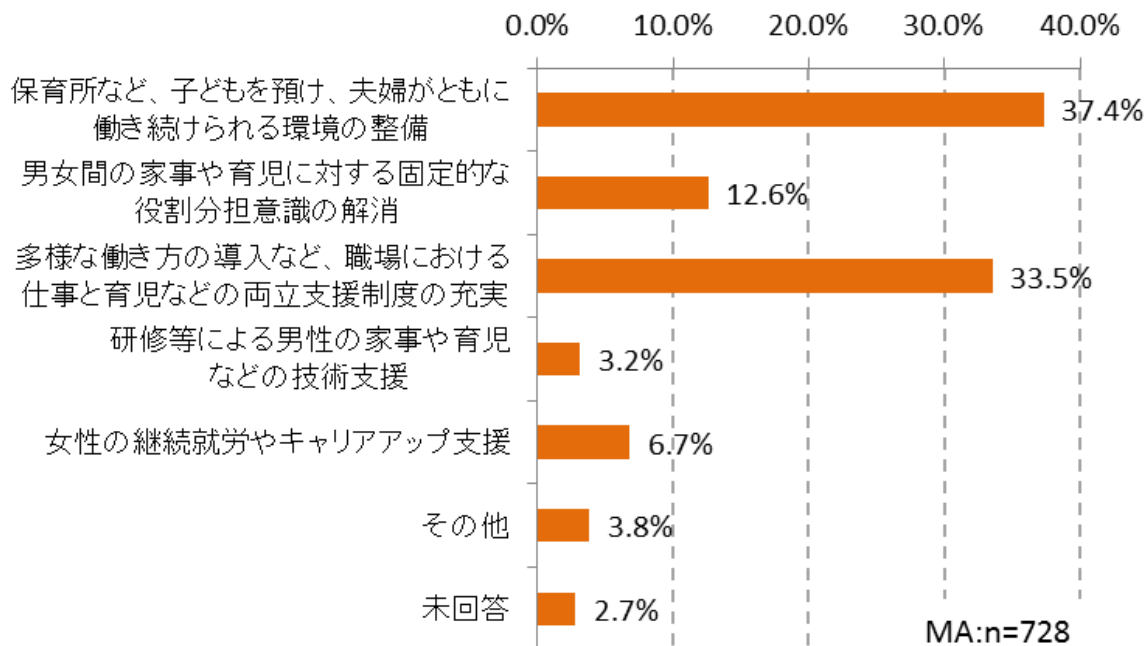


出典：「山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

また、市民意識調査（平成 27 年度）において、子育て世代が理想の子ども数を持てるようにするために必要なことは「保育所など、子どもを預け、夫婦がともに働き続けられる環境の整備」が最も多く挙げられ、「多様な働き方の導入など、職場における仕事と育児などの両立支援制度の充実」が次いで多くなっています（図表 6）。

これからの社会において、生活様式や就労形態の多様化に対応した子育て支援に取り組み、女性の社会進出を地域や社会全体で支えていくことが求められます。

■ 図表 6：子育て世代が理想の子ども数を持つために必要なこと



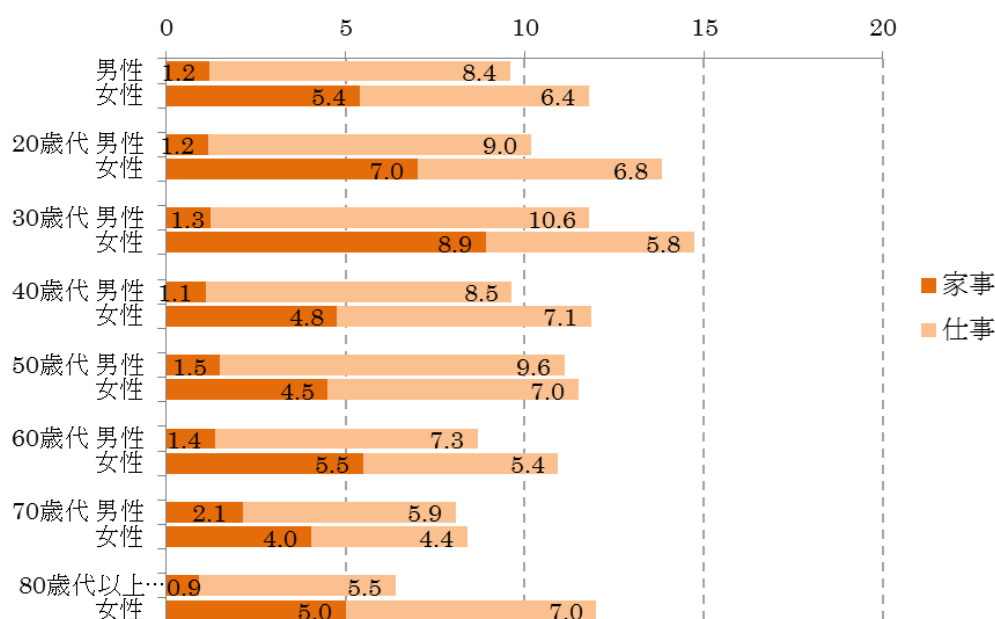
出典：「市民意識調査（平成 27 年度）」

2. 男性にとっての男女共同参画

近年、わが国の「仕事」を取り巻く状況は、「働きたいのに働く場がない」失業者の増加と「仕事が忙しすぎて生活にかける時間がない」就業者の長時間労働に代表されるような二極化が進んでいます。

既婚者の1日における家事（育児や介護を含む）の時間と仕事（収入を得るための労働）のそれぞれの平均時間をみると、どの世代においても男性は仕事に費やす時間が多く、家事に費やす時間が少ないことがわかります（図表7）。

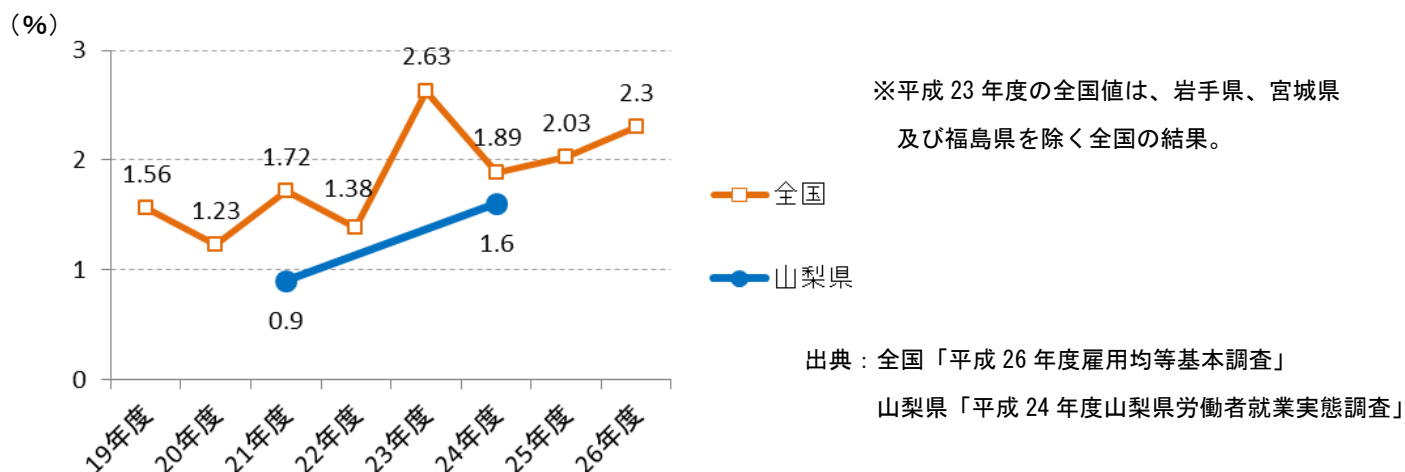
■図表7：既婚者の1日における家事と仕事の平均時間



出典：「市民意識調査（平成27年度）」

また、全国における男性の育児休業取得率は平成19年度から平成26年度にかけて1～2%を推移しており、山梨県における取得率は平成21年度が0.9%、平成24年度が1.6%と上昇はしているものの全国値を下回っています（図表8）。

■図表8：男性の育児休業取得率

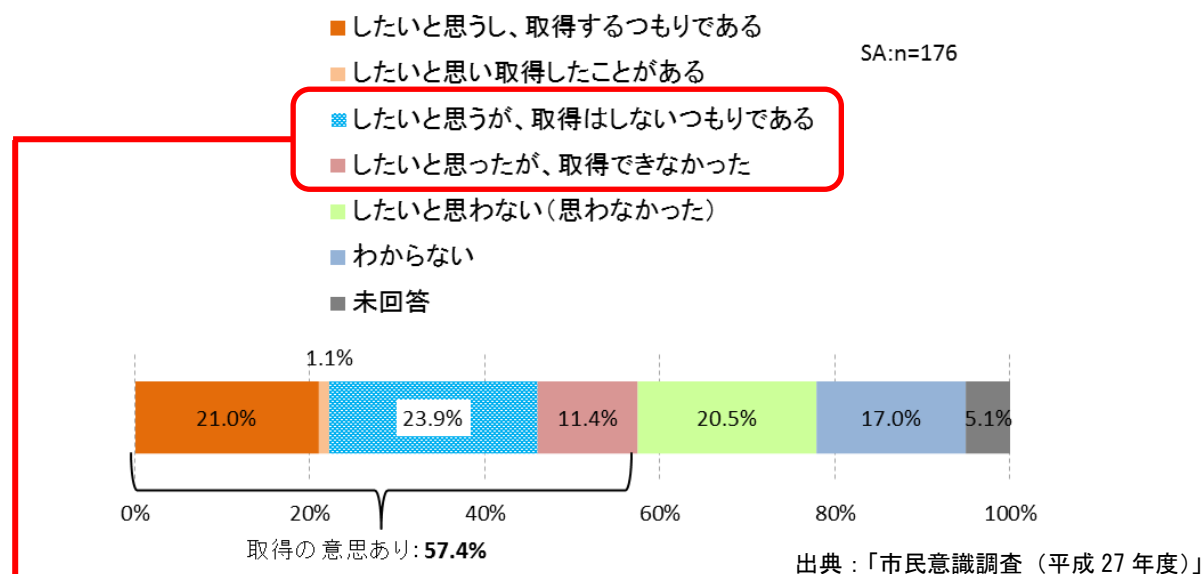


第2章 もう一度考えてみよう男女共同参画

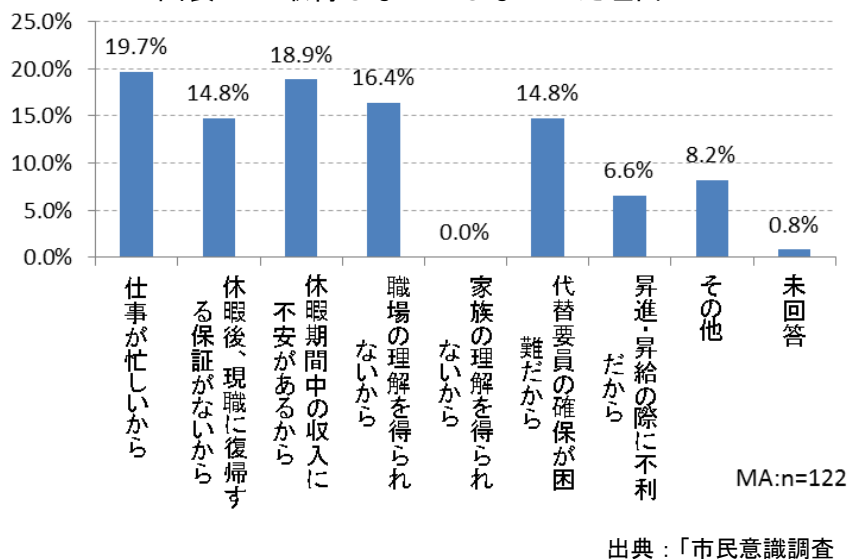
市民意識調査（平成27年度）において、男性に育児・介護休業取得の意思についてたずねたところ、「したいと思うが、取得はしないつもりである」と回答する人が最も多く、次いで「したいと思うし、取得するつもりである」と続いています。

この結果から、実際の取得の有無に関わらず、取得したいという意志を持つ男性は半数以上を占めていることがわかりますが、実際の取得経験者は1.1%となっています（図表9）。

■図表9：男性の育児・介護休業取得の意思について



■図表10：取得しない・しなかった理由について



この回答に対し、「したいと思うが、取得はしないつもりである」「したいと思ったが、取得できなかった」と回答する人にその理由をたずねたところ、「仕事が忙しいから」「休暇期間中の収入に不安があるから」「職場の理解を得られないから」と続いています（図表10）。

男女共同参画を女性だけの問題として捉えずに、男性も含めたすべての人が、希望するバランスで仕事、家庭、地域などそれぞれの場面で活躍することができる環境づくりが必要です。

3. 女性の政治及び経済活動、意志決定過程への参画

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会を迎え、活力あふれる社会を築いていくために、女性の能力を積極的に活かす社会環境づくりが求められています。

男女格差を測る指数である GGI（ジェンダー・ギャップ指数）では、わが国は 142 か国中 104 位であり、国際的な基準において男女間の格差は改善されていない状況であるといえます（図表 11）。

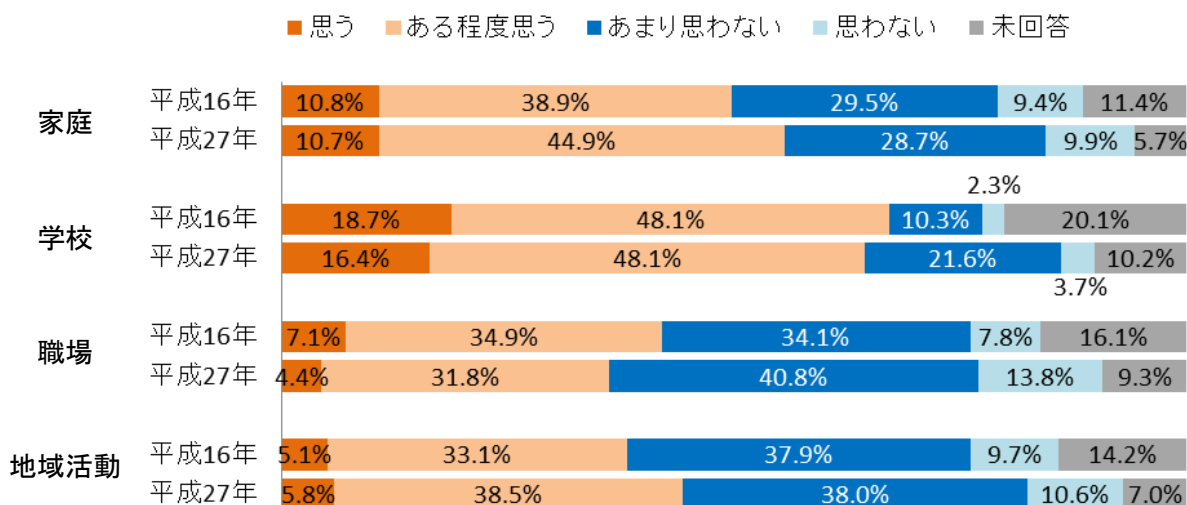
■図表 11：GGI 指数の上位国と日本



出典：「ひとりひとりが幸せな社会のために」（内閣府男女共同参画局）

また、本市における男女平等実現の実感についてたずねたところ、前回市民意識調査（平成 16 年度）の結果と比べ、男女平等は実現されていないと感じる人の割合はほぼ変化がない結果となっています。特に、職場においては、実現されていると感じている人が減少し、実現されていないと感じる人が増えている結果となっています（図表 12）。

■図表 12：それぞれの場面において男女平等は実現されていると思うか

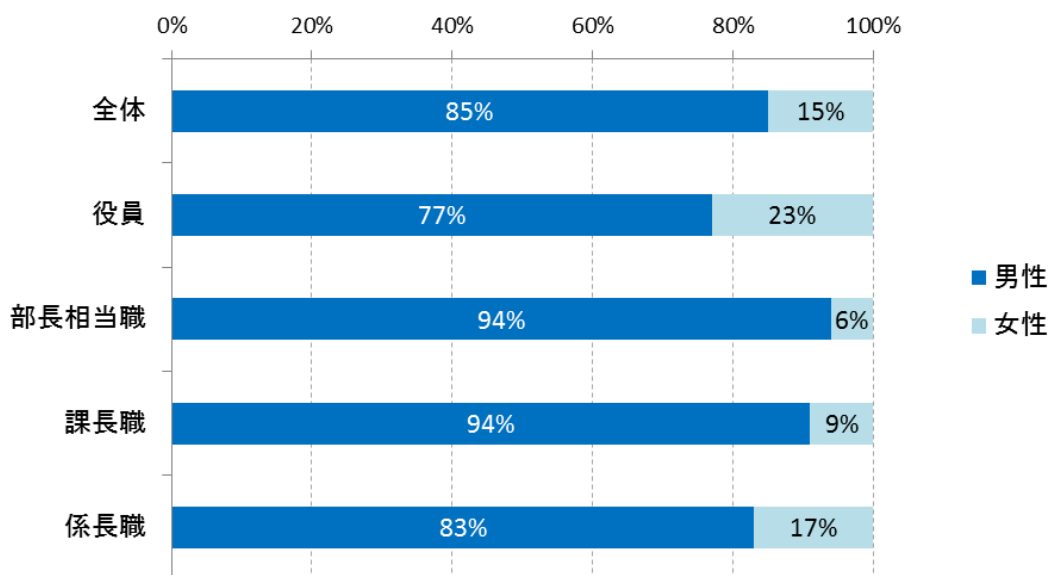


出典：平成 16 年「前回市民意識調査（平成 16 年度）」
平成 27 年「市民意識調査（平成 27 年度）」

第2章 もう一度考えてみよう男女共同参画

市内事業所調査（平成21年度）結果によると、管理職に占める女性の割合は全体で15%となっており、特に、「部長相当職」「課長職」においては、女性の割合は1割を満たしていない結果となっています（図表13）。

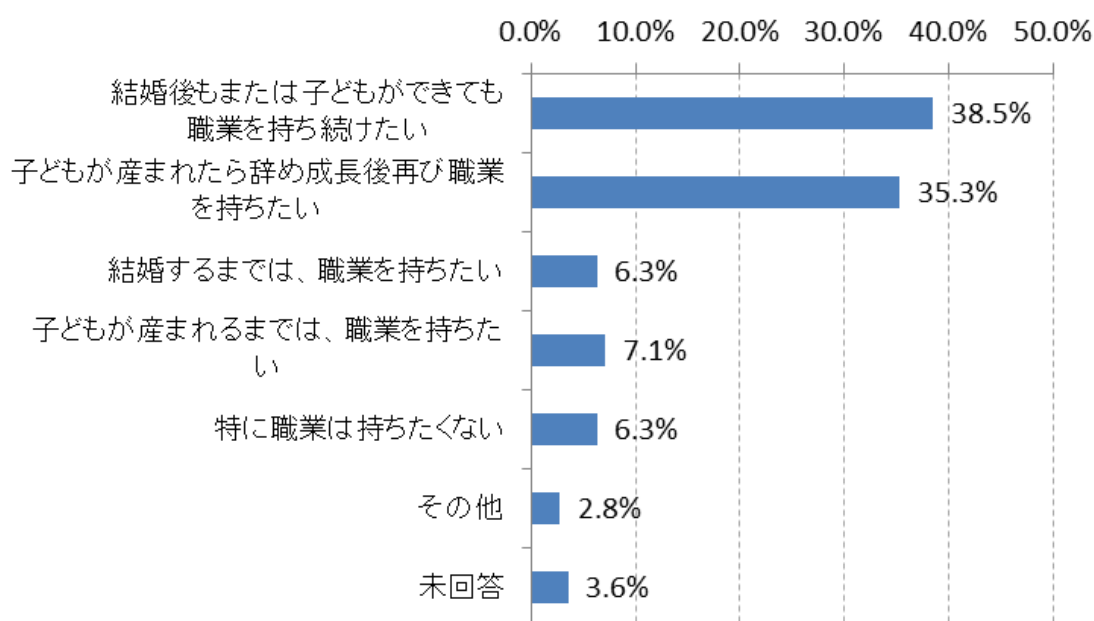
■図表13：市内事業所における男性と女性管理職の割合



出典：市内事業所調査（平成21年度）

また、市民意識調査（平成27年度）において、女性に職業を持つ意識についてたずねたところ「結婚後もまたは子どもができてても職業を持ち続けたい」と回答する人が一番多く、次いで「子どもが産まれたら辞め成長後再び職業を持ちたい」と続いています（図表14）。

■図表14：女性の職業を持つことに関する希望

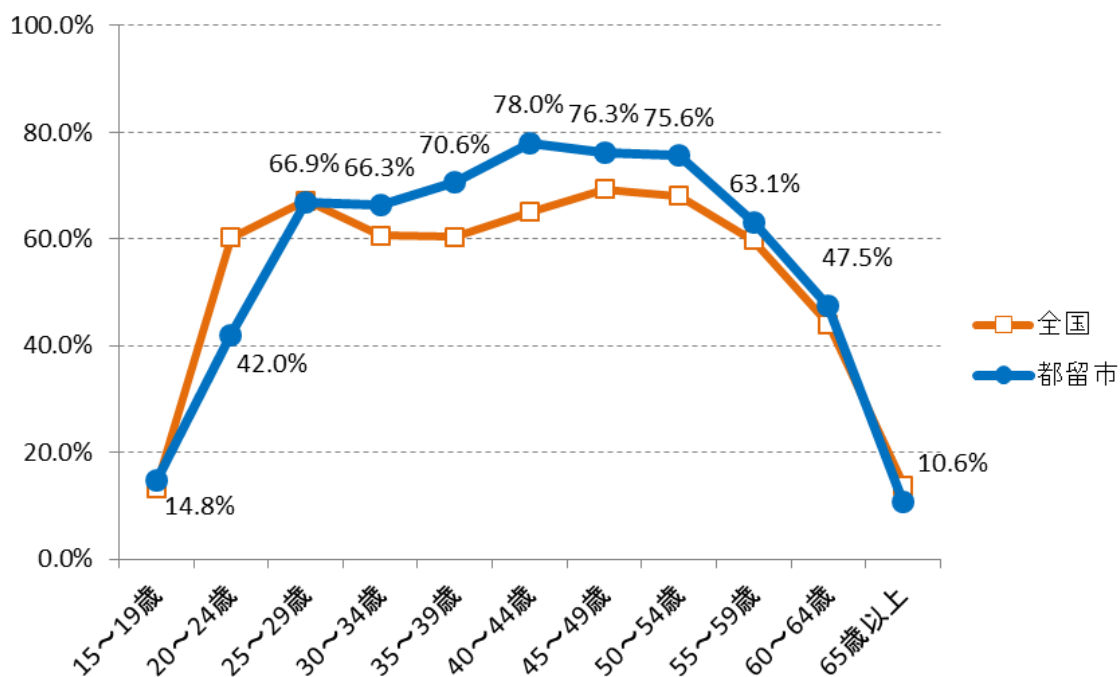


出典：市民意識調査（平成27年度）

第2章 もう一度考えてみよう男女共同参画

一方で、本市における女性の年齢層別就業率は、全国値と比較すると概ね高くなっていますが、20代後半から30代にかけて数値が落ち込み、40代に向けて再び数値が上昇していることがわかります。これは、結婚・出産・子育て期に当たる年代に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことで知られています(図表15)。

■図表15：女性の年齢層別就業率（平成22年）



出典：国勢調査

子育ての時期は育児負担のみならず、親の介護の時期と重なり二重の負担が発生する場合もあり、女性が人生の中で様々なライフステージを迎える中で、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、子育てや介護に関する環境を改善することが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、上位計画である「第6次都留市長期総合計画」の基本理念として掲げている「都留市自治基本条例」（平成20年12月制定）を考慮する中で、次のとおりとします。

ひと ひと

男と女が認め支え合う

思いやりがあふれるまち

この基本理念を掲げることで、全ての人の思いやりの実践により、都留に暮らす一人ひとりが、その人らしく生きることができるまちを目指します。

■ 都留市自治基本条例について

市民・事業者・市民活動団体・行政・議会など、地域に関わる人々が協力して、元気でいきいきとした生活を送れるまちを創るための制度やしきみを定めるものとして、平成20年12月に都留市自治基本条例を制定しました。この条例は、本市の自治の理念や市の運営の基本的なルールを決めたもので、市の最高規範といえます。

■ 都留市自治基本条例 前文一部抜粋

私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。

そのためには、市民、議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現します。

2. 目標

■ 総合目標

男女が互いにその人権を尊重しながら、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分発揮し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される男女共同参画の実現を目指し、本計画は「男女共同参画社会の実現」を目標とします。

■ 基本目標

本計画は以下の5つの基本目標に沿って取組を推進します。

I. 「男女共同参画」が当たり前になる意識

市民が家庭、学校、社会などあらゆる場を通じ、男女共同参画の意識や考え方を自然と身に付けることができるまちを目指します。

II. 女性が輝く活力あふれた社会

女性があらゆる場面において、その個性と能力を十分に発揮できるまちを目指します。

III. 男女ともに自由な選択ができる社会

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるまちを目指します。

IV. 男女ともに責任と権利を分かち合う社会

安心して子育てや介護ができ、男女がお互いに自立し共に支え合うことができるまちを目指します。

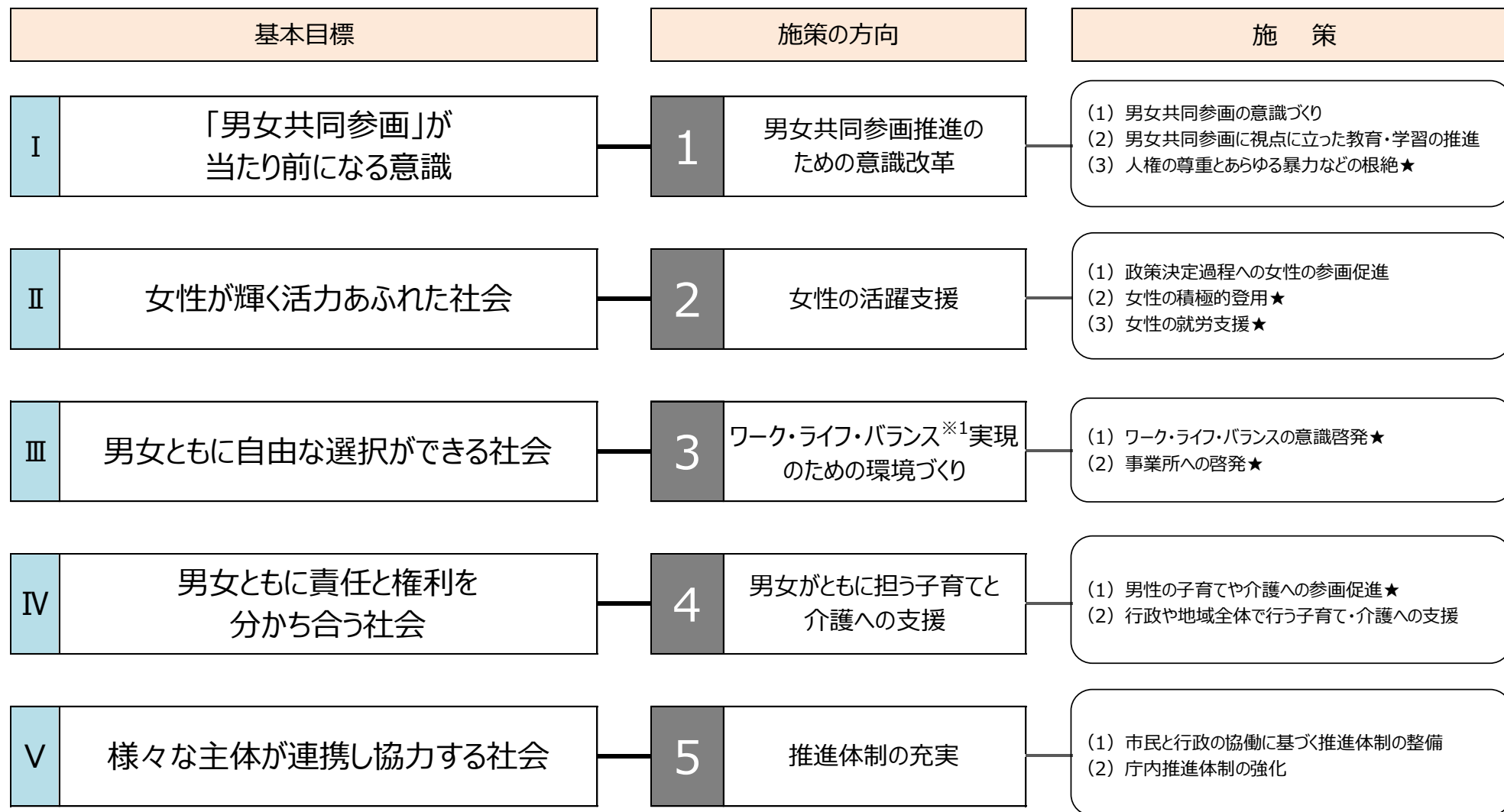
V. 様々な主体が連携し協力する社会

行政や市民や事業所、地域や学校などあらゆる主体が対等な立場で連携しながら男女共同参画社会を実現していくまちを目指します。

第3章 計画の基本的な考え方

3. 計画の体系図

★は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画関係施策。



※1 ワーク・ライフ・バランス：働く人が仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

第3章 計画の基本的な考え方

4. 主要な成果目標

本計画では、より実効性を高めるため、4つの施策の方向ごとに主要な成果指標を設定し、計画の前期推進期間終了年にあたる6年後と最終年における11年後の目標値を定め（図表16）、毎年の進捗状況を吟味しながら取組を進めていきます。

■図表16：成果目標の見方

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
指標の名称を記入しています。	〇〇 (〇〇〇〇〇〇)			

現状の値が記入されています。()内には現状の値の取得根拠等を記載しています。

全国値を出すことが可能である指標のみ、数値を記入しています。

計画の前期推進期間終了年と最終年に目指す数値をそれぞれ記述しています。

施策の方向1 男女共同参画のための意識改革

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
「男女共同参画」という用語の理解度	29.5% (市民意識調査平成27年度)	-	50%	100%
男女共同参画に関する学びの時間を設ける小中学校数	0校 (平成27年度実績)	-	6校	11校
ドメスティック・バイオレンス ^{※2} の被害を受けていると回答した人の割合	4.4% (市民意識調査平成27年度)	20.3% (H26)	0%	0%

施策の方向2 女性の活躍支援

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
市の審議会委員等への女性の登用率	24.7% (平成27年度実績)	33% (H26)	30%	40%
市内事業所における指導的地位に占める女性の割合	15% (市内事業所調査平成21年度)	11% (H26)	30%	40%
市職員の管理職に占める女性の割合	7.7% (一般行政職平成27年度実績)	6.4% (H26)	30%	40%
各地域協働のまちづくり推進会における女性役員の割合	22.6% (平成27年度実績)	-	30%	40%

※2 ドメスティック・バイオレンス (DV)

: 配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のこと。

第3章 計画の基本的な考え方

施策の方向3 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
ワーク・ライフ・バランスに取り組む 市内企業数	9社 (子育て応援・男女いきいき宣 言登録企業累計数平成27年度)	-	25社	40社
育児・介護休業制度の規定を設けてい る事業所の割合	育児休業制度 78.4% 介護休業制度 61.4% (市内事業所調査平成21年度)	-	85%	100%
男性の育児休業取得率	- (市内事業所調査平成28年度)	2.3 (H26)	6%	13%

施策の方向4 男女がともに担う子育てと介護への支援

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
主に男性を対象にした家事や育児、 介護等に関する講座等の男性参加者数	53人 (年延べ人数平成26年度実績)	-	70人	100人
夫(パートナー)が子育てに主体的に 関わっていると思う人の割合	- (乳幼児健診問診 平成28年度より)	-	50%	100%
都留市子育て応援店登録店舗数	6社 (累計数平成27年度)	-	20社	35社
市の合計特殊出生率	1.44 (人口動態統計・住民基本台帳 平成26年度)	1.42 (H26)	1.62	1.75

第 4 章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 I 「男女共同参画」が当たり前になる意識

■ 目指すまちの姿

市民が家庭、学校、社会などあらゆる場を通じ、男女共同参画の意識や考え方を自然と身に付けることができるまち

施策の方向 1 男女共同参画のための意識改革

■ 成果指標

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
「男女共同参画」という用語の理解度	29.5% (市民意識調査平成27年度)	-	50%	100%
男女共同参画に関する学びの時間を設ける小中学校数	0校 (平成27年度実績)	-	6校	11校
ドメスティック・バイオレンス ^{※2} の被害を受けていると回答した人の割合	4.4% (市民意識調査平成27年度)	20.3% (H26)	0%	0%

施策 1 男女共同参画の意識づくり

■ 市民の取組

- ・ 日常生活での習慣や慣行の中にある性別による役割分担意識についていま一度考え、見直してみましょう。

■ 行政の取組

No.	具体的な取組	実施主体
1	様々な媒体を通じ男女共同参画に関する情報を発信します。	総務課・地域環境課
2	都留市男女共同参画推進委員会による出前講座を実施します。	地域環境課

施策 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

■ 市民の取組

- ・ ぴゅあ富士や市、大学などで行われる男女共同参画について学ぶ講座に積極的に参加しましょう。
- ・ 常日頃から社会の動向に注目し、学ぶ姿勢を身に付けましょう。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 「男女共同参画」が当たり前になる意識

■行政などの取組

No.	具体的な取組	実施主体
3	ジェンダー研究プログラムの推進及び講演会を実施します。	都留文科大学経営企画課
4	男女共同参画関連図書の実用を図ります。	市立図書館
5	市職員に対して、男女共同参画についての研修を行います。	総務課
6	市民や事業所向けに男女共同参画に関する講演会や催しを開催します。	産業課・地域環境課
7	教職員への都留市男女共同参画推進計画の配布と啓発を行います。また、学校教育における男女共同参画関連図書等の活用を図ります。	学校教育課・市内各小中学校

施策3 人権の尊重とあらゆる暴力などの根絶

■市民の取組

- ・ドメスティック・バイオレンスや虐待などの暴力は犯罪であると認識を持ちましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメント^{※3}やマタニティ（パタニティ）・ハラスメント^{※4}などを始めとするハラスメントは人権の侵害であるとの認識を持ちましょう。

■行政や事業所などの取組

No.	具体的な取組	実施主体
8	男女間での暴力根絶に向けた意識啓発を行います。	健康子育て課・地域環境課
9	市職員に対して、セクハラやマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組を徹底します。	総務課
10	事業所においてセクハラやマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組を実施します。	市内事業所
11	セクハラやマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行います。	健康子育て課・地域環境課
12	DV・デートDV ^{※5} や虐待防止に向けた意識啓発を行います。	健康子育て課・地域環境課

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 「男女共同参画」が当たり前になる意識

No.	具体的な取組	実施主体
13	DV・デートDVや虐待、人権などに関する相談窓口を積極的に周知します。	健康子育て課・市民課
14	DV・デートDVやセクハラに関する市民の相談に対応する専門の相談員の設置を検討します。	健康子育て課・総務課・地域環境課
15	県の配偶者暴力相談支援センターや児童相談所、NPOによる民間のシェルターなどと連携し、被害者の早期の保護を図ります。	学校教育課・健康子育て課
16	DVの被害者に対して、公営住宅の入居条件を一部緩和し、被害者の自立を支援します。	建設課

※3 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：職場などにおける性的な嫌がらせのこと。

※4 マタニティ・ハラスメント：働く女性が妊娠・出産などを理由として職場で受ける精神的、肉体的嫌がらせのこと。

パタニティ・ハラスメント：男性が育児参加する権利や機会を侵害する言動や嫌がらせのこと。

※5 デートDV：主に10代から20代の若い世代の間で起こる交際相手からの暴力のこと。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅱ 女性が輝く活力あふれた社会

■ 目指すまちの姿

女性があらゆる場面において、その個性と能力を十分に発揮できるまち

施策の方向2 女性の活躍支援

■ 成果指標

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
市の審議会委員等への女性の登用率	24.7% (平成27年度実績)	33% (H26)	30%	40%
市内事業所における指導的地位に占める女性の割合	15% (市内事業所調査平成21年度)	11% (H26)	30%	40%
市職員の管理職に占める女性の割合	7.7% (一般行政職平成27年度実績)	6.4% (H26)	30%	40%
各地域協働のまちづくり推進会における女性役員の割合	22.6% (平成27年度実績)	-	30%	40%

施策1 政策決定過程への女性の参画促進

■ 市民の取組

- ・市の様々な施策はもっと女性の視点を必要としています。審議会等の委員募集などが掲載される市広報やホームページに目を通し、積極的に応募しましょう。

■ 行政の取組

No.	具体的な取組	実施主体
17	審議会等委員に女性を積極的に登用します。	審議会所管課
18	審議会等委員への市民公募を推進します。	審議会所管課
19	審議会等の女性委員として活躍できる人材リストの充実を図ります。	地域環境課
20	女性のまちづくりに対するアイデア・手法などを各担当が担う政策に積極的に反映するよう努めます。	全課

施策2 女性の積極的登用

■市民の取組

- ・女性も積極的に管理職登用試験などにチャレンジしましょう。
- ・地域の役員等に、女性を積極的に登用する風土づくりを行いましょう。

■行政や事業所などの取組

No.	具体的な取組	実施主体
21	市役所が市内事業所などの先行的事例となるよう、女性職員の採用、管理職への登用を推進します。	総務課
22	事業所における女性管理職登用を啓発します。	産業課・地域環境課
23	女性の非正規社員から正規社員への登用や、管理職などの指導的地位への登用を積極的に推進します。	市内事業所
24	管理職などの指導的地位に女性の登用が進んだ事業所を広く周知します。	産業課・地域環境課
25	地域防災活動への女性の参画を促します。	総務課
26	地域における主要な役職に女性を積極的に登用するよう働きかけます。	地域環境課

施策3 女性の就労支援

■市民の取組

- ・自身のエンパワーメントに役立つセミナーや講座に積極的に参加しましょう。
- ・女性のチャレンジを家族や地域ぐるみで応援しましょう。

■行政や事業所などの取組

No.	具体的な取組	実施主体
27	女性のキャリア・アップや再就職支援に繋がる各種講座を開講します。	ぴゅあ富士・産業課・生涯学習課・地域環境課
28	女性の起業や経営に関するセミナーを開催します。	ぴゅあ富士・産業課・生涯学習課・地域環境課
29	都留市農林産物直売所において、女性による出荷や出品を促進します。	産業課

No.	具体的な取組	実施主体
30	商工会などと連携を図りながら、女性の起業や経営に関する相談体制を充実させます。	産業課
31	事業所や従業員に対し育児・介護休業制度の普及啓発を推進します。	産業課・地域環境課
32	事業所において育児・介護休業制度の整備に努め、制度について従業員に周知します。	市内事業所
33	子育てや介護を担う女性が働き続けられるよう、柔軟な働き方の導入に努めます。	市内事業所

第4章 施策の展開

基本目標Ⅲ 男女ともに自由な選択ができる社会

■ 目指すまちの姿

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるまち

施策の方向3 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり

■ 成果指標

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
ワーク・ライフ・バランスに取り組む 市内企業数	9社 (子育て応援・男女いきいき宣言登録企業累計数平成27年度)	-	25社	40社
育児・介護休業制度の規定を設けている事業所の割合	育児休業制度 78.4% 介護休業制度 61.4% (市内事業所調査平成21年度)	-	85%	100%
男性の育児休業取得率	- (市内事業所調査平成28年度)	2.3 (H26)	6%	13%

施策1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

■ 市民の取組

- ・ 育児休業や介護休業制度などを積極的に活用しましょう。
- ・ 家族全員が家事や育児・介護などに協力しましょう。
- ・ 育児や介護支援のボランティア活動に積極的に参画し、共に支え合いましょう。
- ・ 働き方を見直し、家族と過ごす時間や趣味の時間などを充実させましょう。

■ 行政や事業所などの取組

No.	具体的な取組	実施主体
34	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座等を実施します。	ぴゅあ富士・地域環境課
35	ワーク・ライフ・バランス実現のメリットについて様々な媒体を通じて普及啓発を行います。	地域環境課
36	育児・介護休業制度を始めとする休暇制度について広く周知します。	産業課・地域環境課

第4章 施策の展開

基本目標Ⅲ 男女ともに自由な選択ができる社会

No.	具体的な取組	実施主体
37	従業員の職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	市内事業所
38	市役所において、フレックスタイム制の導入などにより柔軟な働き方ができる環境整備に努めます。	総務課
39	生涯学習やボランティア活動などの情報を広く周知します。	生涯学習課・総務課・地域環境課

施策2 事業所への啓発

■ 行政の取組

No.	具体的な取組	実施主体
40	市内事業所に対し、男女共同参画に関する進捗状況調査を行い公表します。	地域環境課
41	優良事業主を広く周知するとともに、市独自の表彰制度の創設について検討します。	地域環境課
42	都留市経営者連絡協議会や都留市商工会と連携を図りながら、市内事業主に対して働きかけます。	産業課・地域環境課

第4章 施策の展開

基本目標Ⅳ 男女ともに責任と権利を分かち合う社会

■ 目指すまちの姿

安心して子育てや介護ができ、男女がお互いに自立し共に支え合うことができるまち

施策の方向 4 男女がともに担う子育てと介護への支援

■ 成果指標

指標	基準値	全国値	目標値 (6年後)	目標値 (計画最終年)
主に男性を対象にした家事や育児、 介護等に関する講座等の男性参加者数	53人 (年延べ人数平成26年度実績)	-	70人	100人
夫(パートナー)が子育てに主体的に 関わっていると思う人の割合	- (乳幼児健診問診 平成28年度より)	-	50%	100%
都留市子育て応援店登録店舗数	6社 (累計数平成27年度)	-	20社	35社
市の合計特殊出生率	1.44 (人口動態統計・住民基本台帳 平成26年度)	1.42 (H26)	1.62	1.75

施策 1 男性の子育てや介護への参画促進

■ 市民の取組

- ・「イクメン^{※6}」「カジダン^{※7}」を地域全体で応援しましょう。
- ・男性も育児や家事、介護に積極的に参画しましょう。

■ 行政や事業所などの取組

No.	具体的な取組	実施主体
43	主に男性を対象にした家事育児、介護に関する講座を実施します。	ぴゅあ富士・生涯学習課・地域環境課
44	親子のふれあいの場への父親の参加を促し、父親同士の交流の場づくりを検討します。	健康子育て課
45	まちづくり交流センター「交流室」を「イクメン交流の場」として普及推進を図ります。	生涯学習課

※6 イクメン：子育てを楽しみ、自らも成長する男性のこと。

※7 カジダン：料理、洗濯、掃除などの家事を楽しみ積極的にこなす男性のこと。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅳ 男女ともに責任と権利を分かち合う社会

No.	具体的な取組	実施主体
46	「イクボス」や「イクメン」の普及啓発に努め、優良事例を広く周知します。	地域環境課
47	市内事業所に対し男性の育児・介護休業制度の取得促進を働きかけます。	地域環境課
48	男性が育児・介護休業を始めとした休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。	市内事業所
49	市役所が市内事業所などの先行的事例となるよう、市男性職員の育児・介護休業などの取得率の向上を推進し、特に、男性職員の育児参加休暇の取得率向上に努めます。	総務課

施策2 行政や地域全体で行う子育て・介護への支援

■市民の取組

- ・子どもを地域全体で守り、育てるという意識を持ちましょう。
- ・困った時に頼れる、親しい人を地域の中で持ちましょう。
- ・年齢を重ねてもいつまでも元気でいられるよう、日頃から介護予防に努めましょう。
- ・地域ぐるみで高齢者を支えましょう。

■行政などの取組

No.	具体的な取組	実施主体
50	延長保育や病児病後児保育など、多様な保育ニーズに適切に対応します。	健康子育て課
51	放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図ります。	健康子育て課
52	ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	健康子育て課
53	子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。	健康子育て課
54	地域子育て支援センターを中心とした子育て相談への対応の充実を図ります。	健康子育て課
55	母子・父子家庭などのひとり親家庭の自立支援の充実を図ります。	健康子育て課
56	子育てグループ等へ支援を行うとともに、活動の場づくりを進め、グループのネットワークづくりに努めます。	健康子育て課・地域環境課

第4章 施策の展開

基本目標Ⅳ 男女ともに責任と権利を分かち合う社会

No.	具体的な取組	実施主体
57	認知症サポーター養成講座の開催など、要介護者を地域で支える環境づくりを行います。	長寿介護課
58	ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイなど各種サービスの充実を図ります。	長寿介護課
59	総合的な相談窓口機能を充実し、要介護者の在宅支援の充実を図ります。	長寿介護課

第4章 施策の展開

基本目標Ⅴ 様々な主体が連携し協力する社会

■ 目指すまちの姿

行政や市民や事業所、地域や学校などあらゆる主体が対等な立場で連携しながら男女共同参画社会を実現していくまち

施策の方向5 推進体制の充実

施策1 市民と行政のパートナーシップに基づく推進体制の整備

■ 市民の取組

- ・男女共同参画を難しく考えず、できることから少しずつ行動しましょう。
- ・市の男女共同参画の施策に関心を持ち、積極的に参画しましょう。

■ 行政の取組

No.	具体的な取組	実施主体
60	都留市男女共同参画推進委員会や男女共同参画に関する活動を行う団体等の活動を支援するとともに、それらの意見を市の施策に反映するよう努めます。	地域環境課
61	市内における事業所、学校など各種団体と連携を図りながら、地域社会に男女共同参画の意識を広めます。	地域環境課

施策2 庁内推進体制の強化

■ 市民の取組

- ・市の施策に男女共同参画の視点が活かされているかチェックしましょう。

■ 行政の取組

No.	具体的な取組	実施主体
62	男女共同参画の視点がすべての施策に活かされるよう、職員に男女共同参画についての研修や情報提供を積極的に行います。	総務課
63	市の部長・課長等を構成メンバーとする都留市男女共同参画推進会議の定期的な開催により、各部課相互の連携を図り、施策の推進と着実な進行管理を行います。	地域環境課

第4章 施策の展開

基本目標Ⅴ 様々な主体が連携し協力する社会

No.	具体的な取組	実施主体
64	計画を着実に推進するため、男女共同参画の進捗状況・数値目標の達成状況を調査し、施策の検証・評価を毎年行います。	地域環境課
65	男女共同参画推進委員会をはじめとする、男女共同参画に係る活動をする市民に計画の推進状況を報告するとともに、計画実行に対する課題や新たな施策等について協議します。	地域環境課

資料編

男女共同参画の推進に関する年表

	世界	日本	山梨県	都留市
1945年度 (昭 20)		・衆議院議員選挙法改正公布（婦人参政権実現）		
1946年度 (昭 21)	・国連経済社会理事会に婦人の地位委員会設置	・日本国憲法公布		
1948年度 (昭 23)	・世界人権宣言採択			
1967年度 (昭 42)	・女子に対する差別撤廃宣言採択			
1975年度 (昭 50)	・国際婦人年世界会議開催（メキシコ） ・世界行動計画採択 ・国連婦人の十年宣言（1976～85）	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・総理府婦人問題担当室設置		
1977年度 (昭 52)		・国内行動計画策定		
1979年度 (昭 54)	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を採択（日本含）		・婦人問題に関する意識と実態の調査実施	
1980年度 (昭 55)	・国連婦人の十年中間年世界会議開催（コペンハーゲン）	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に署名	・青少年婦人対策課を設置	
1981年度 (昭 56)	・男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約採択（ILO総会）	・民法及び家事審判法の一部改正（配偶者の相続分 1/3 → 1/2）	・山梨県婦人行動計画策定 ・山梨県女性関係行政推進会議設置	
1984年度 (昭 59)			・総合婦人会館開館	・都留市婦人団体連絡協議会設立
1985年度 (昭 60)	・国連婦人の十年世界会議開催（ナイロビ） ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	・国籍法改正 ・男女雇用機会均等法公布 ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課と改称	

	世界	日本	山梨県	都留市
1987年度 (昭 62)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定		
1989年度 (平元)			・婦人問題に関する意識と実態の調査実施	・都留市立宝保育所に初の女性所長起用
1990年度 (平 2)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連経済社会理事会）		・富士女性センター（現びゅあ富士）開館	・市立文化会館に初の女性館長起用
1991年度 (平 3)		・西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）策定 ・育児休業法公布	・やまなし女性いきいきプラン策定 ・やまなし女性いきいきプラン推進懇話会設置	・女性のための講演会 「いつも何かにときめいていよう」女優 藤田弓子氏
1992年度 (平 4)		・初の婦人問題担当大臣を設置	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置	・女性のための講演会「明日は今日より素晴らしい」エッセイスト 山内美郷氏
1993年度 (平 5)	・国連世界人権会議開催（ウィーン）	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー制度新設 ・地域女性活動推進懇話会設置	・女性のための講演会「外国人から見た日本人」アントン・ウィッキー氏 ・女性問題に関する意識と実態調査実施
1994年度 (平 6)	・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催（ジャカルタ） ・国際人口・開発会議開催（カイロ）	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科男女必修実施		・男女共生をめざす講演会「自分らしく生きる一秒の重さ」石川牧子氏 ・都留市女性問題懇話会設置 ・都留市女性関係行政推進会議設置 ・市民課に初の女性課長起用
1995年度 (平 7)	・第 4 回世界女性会議開催（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・ILO156 号条約（家族的責任条約）批准 ・育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）		・男女共生をめざす講演会「時代を生きる女学」神津カナ子氏 ・都留市女性プラン策定

	世界	日本	山梨県	都留市
1996年度 (平 8)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 男女共同参画 2000 年プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> 峡南女性センター（現ぴゅあ峡南）開館 	<ul style="list-style-type: none"> 都留市女性プラン推進委員会設置 第 1 回女性プラン推進フェスティバル開催
1997年度 (平 9)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置（法律） 男女雇用機会均等法改正 介護保険法公布 		<ul style="list-style-type: none"> 第 2 回女性プラン推進フェスティバル開催
1998年度 (平 10)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申 	<ul style="list-style-type: none"> やまなしヒューマンプラン 21 策定 山梨県男女共同参画推進本部設置 やまなしヒューマンプラン 21 推進懇話会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 回女性プラン推進フェスティバル開催
1999年度 (平 11)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画基本法公布、施工 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 		<ul style="list-style-type: none"> 第 4 回女性プラン推進フェスティバル開催 都留市男女共同参画基本条例制定
2000年度 (平 12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会女性 2000 年会議開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方針について」と男女共同参画基本計画に当たっての基本的な考え方－21 世紀の最重要課題－」答申 男女共同参画基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画都市を宣言
2001年度 (平 13)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議設置 内閣府に男女共同参画局設置 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行（DV 法） 		<ul style="list-style-type: none"> 都留市女性能力開発講座（シャインアップセミナー）実施 第 5 回男女共同参画推進フェスティバル開催

	世界	日本	山梨県	都留市
2002年度 (平 14)			・山梨県男女共同参画計画策定	・第 6 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2003年度 (平 15)				・第 7 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2004年度 (平 16)				・男女共同参画に関する市民意識調査実施 ・第 8 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2005年度 (平 17)		・男女共同参画基本計画(第 2 次)策定	・男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施 ・山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・第 9 回男女共同参画推進フェスティバル開催 ・都留市男女共同参画推進計画一つるハートフルプラン一策定
2006年度 (平 18)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	・男女雇用機会均等法改正	・第 2 次山梨県男女共同参画計画策定	・第 10 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2007年度 (平 19)		・DV 法改正 ・DV 基本方針改定	・やまなし女性の知恵委員会設置	・第 11 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2008年度 (平 20)			・第 2 次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定	・第 12 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2009年度 (平 21)			・男女共同参画推進センターに指定管理制度を導入	・男女共同参画に関する事業所アンケート実施 ・第 13 回男女共同参画推進フェスティバル開催
2010年度 (平 22)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(H23.1 発足予定)(略称 UN Women)の最高責任者に初代前チリ大統領のミシェル・バチェレ氏決定	・改正育児・介護休業法施行 ・男女共同参画審議会「第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・第 3 次男女共同参画基本計画策定	・男女共同参画に関する県民意識・実態調査実施	・第 14 回都留市男女共同参画推進フェスティバル(都留市男女共同参画都市宣言 10 周年記念シンポジウム)開催

	世界	日本	山梨県	都留市
2011年度 (平 23)	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(略省 UN Women)発足		・第 3 次山梨県男女共同参画計画策定	・第 15 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2012年度 (平 24)	・「日本再生のための政策 OECD の提言」を公表(日本の将来にとって最も重要な分野の 1 つに男女格差の是正を挙げる)	・DV 基本方針一部改正 ・第 1 回「カエルの星」を認定 ・女子大生を対象とした「働こう！なでしこ学生サミット」を開催 ・男女共同参画局 Facebook ページ開設	・企業における男女共同参画実践活動支援事業開始 ・地域における男女共同参画支援事業開始	・第 16 回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催
2013年度 (平 25)	・第 58 回国連婦人の地位委員会	・配偶者暴力防止法改正 ・男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成	・第 3 次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画策定	
2014年度 (平 26)		・すべての女性が輝く社会づくり本部設置	・やまなし企業子宝率調査実施	・第 17 回都留市男女共同参画推進フェスティバル・ぴゅあ富士シンポジウム開催
2015年度 (平 27)		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)施行	・山梨県結婚・出産・子育て等に関する県民アンケート調査実施 ・輝く女性応援会議 in 山梨開催	・第 3 期都留市男女共同参画推進計画策定のための市民意識調査実施 ・第 3 期都留市男女共同参画推進計画策定

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下 略)

都留市男女共同参画基本条例

(平成12年3月2日 条例第6号)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の基本理念(以下「基本理念」という。)を明確にし、その実現に向けて、都留市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策に必要な事項を定め、もって男女共同参画社会の形成を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で、「事業者等」とは、営利法人、営利を目的とした個人、公益法人、NPO 及び自治会等をいう。

(基本理念)

第3条 基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画について、市民、事業者等の理解が深まるよう、必要な普及啓発を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者等は、市の行う男女共同参画社会の実現に向けた施策に協力するよう努めなければならない。

(都留市男女共同参画推進計画)

第7条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、都留市男女共同参画推進計画を策定し、総合的かつ計画的にこれを推進するものとする。

(調査研究及び公表)

第8条 市は、男女共同参画推進のための施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の理解を深めるため、前項による調査研究の成果を広く公表するものとする。

(他の地方自治体等及び民間の団体との協力)

第9条 市は、男女共同参画を推進するため他の地方自治体及び民間団体との連携に努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止等)

第10条 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性別を理由とする差別的な取り扱いをしてはならない。

2 何人も職場、家庭、学校、地域社会等において、性的行為の強要又は性的な言動による生活環境の侵害(セクシュアルハラスメント)及び夫や恋人等親しい関係の男性から女性に向けられる暴力(ドメスティック・バイオレンス)をしてはならない。

3 市は、セクシュアルハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは人権侵害であるとの認識にたち、その防止のための啓発に努めなければならない。

(男女共同参画の促進)

第11条 市は、事業者等に対して、女性の参画状況について報告を求め、公表するとともに必要に応じ事業者に対し働きかけを行うものとする。

2 市は、事業者等に対して女性の参画促進に向けた先進的な取組事例の報告を求め、促進に積極的な事業者等に対して、表彰等を行うものとする。

3 市は、男女共同参画を促進するために、積極的支援を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市男女共同参画推進委員会設置条例

(平成 12 年 3 月 24 日 条例第 7 号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関として都留市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号について協議し、市長に報告する。

- (1) 都留市の男女共同参画社会の形成に関する事。
- (2) 男女の人権の尊重に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に係る施策の推進に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部地域環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都留市男女共同参画推進会議設置要綱

(平成 16 年 12 月 20 日 訓令第 19 号)

(設置)

第1条 都留市における男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するため、都留市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 都留市男女共同参画推進計画の策定の総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市民部長をもって充て、副会長は、教育次長をもって充てる。
- 3 委員は、部長、市立病院事務局長及び各課等の長をもって充てる。ただし、必要と認めるときは、会長が若干人を指名することができる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は推進会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、市民部地域環境課において行う。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 16 年 12 月 21 日から施行する。

都留市男女共同参画推進委員会議名簿

区分	氏名	選任区分、推薦団体等
委員長	志村 邦治	開地地域協働のまちづくり推進会
副委員長	鈴木 和恵	民生委員・児童委員協議会
委員	奥秋 東治	宝地域協働のまちづくり推進会
	賀川 一枝	公募（男女共同参画事業協力員）
	勝又 房三	谷村地域協働のまちづくり推進会
	加藤 圭二	県立男女共同参画推進センターぴゅあ富士
	三枝 秀雄	社会教育委員の会
	清水 東代	盛里地域協働のまちづくり推進会
	清水 佳子	都留市教職員組合
	志村 智子	三吉地域協働のまちづくり推進会
	杉田 よし子	東桂地域協働のまちづくり推進会
	中村 義廣	禾生地域協働のまちづくり推進会
	前田 安正	公募
	谷内 光代	都留市女性団体連絡協議会
	小俣 善美 [※]	都留市教育協議会
	猿田 睦子 [※]	都留市日赤奉仕団

平成 28 年 3 月 31 日現在（委員任期 2 年：平成 26 年 5 月 1 日～平成 28 年 4 月 30 日）

※は平成 27 年 4 月 30 日まで就任

